

交企乙達第95号  
交規乙達第32号  
平成22年12月21日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	10年
他	00	01	10	160	1年

石川県警察本部長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第54号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成22年内閣府・国土交通省令第3号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（平成22年国家公安委員会告示第34号）については、平成22年12月17日、公布されるとともに、施行された（ただし、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示のうち、高齢運転者標識の様式の変更に関する部分については平成23年2月1日に施行される。）。

これらの趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

## 別紙

(凡例)

「府令」： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第54号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

「命令」： 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成22年内閣府・国土交通省令第3号）による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

「告示」： 交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（平成22年国家公安委員会告示第34号）による改正後の交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）

### 第1 府令関係

#### 1 小型二輪車の区分の見直し（府令第24条第1項及び別表第2関係）

##### (1) 趣旨

小型二輪車の区分の基準については、総排気量による基準しか示されておらず、電気自動二輪車（電気を動力源とする自動二輪車のうち、内燃機関を有しないもの）、電力併用自動二輪車（内燃機関を有する自動二輪車で併せて電気を動力源として用いるもの）等については、小型二輪車に区分することができなかった。このため、新たに定格出力による基準を設け、それらの普通自動二輪車についても、一定の大きさ以下の原動機を有するものについては、小型二輪車に区分することとした。

##### (2) 内容

小型二輪車の区分の基準として、定格出力による基準（1.00キロワット以下）を新たに設けることとした。

##### (3) 留意事項

ア 電力併用自動二輪車については、総排気量及び定格出力の双方の基準を満たす必要がある（原動機付自転車の基準と同様の考え方である。）。

イ 大型自動二輪車と普通自動二輪車を区分する基準（総排気量0.400リットル）については、大型自動二輪車に相当する出力を有する電気自動二輪車、電力併用自動二輪車等の実態が無いことから、定格出力についての基準を設けないこととした。

#### 2 高齢運転者標識の様式の変更（府令別記様式第5の2の2関係）

##### (1) 趣旨

高齢運転者標識の様式については、平成21年1月以降、部外有識者で構成される「高齢運転者標識の様式に関する検討委員会」において変更の是非について検討を進めたところ、本年7月、同委員会において、高齢運転者標識の様式を変更すべきとの結論に至り、その結論等を踏まえ、本年8月の国家公安委員会において、変更することが決定されたことから、新しいデザイン

に変更することとした。

(2) 内容

新たな高齢運転者標識の様式を定めることとした。

(3) 留意事項

ア 高齢運転者標識の様式の変更について、高齢運転者講習を始めとするあらゆる機会を通じて広報啓発に努め、高齢運転者標識の表示の促進を図ること。

イ 経過措置として、デザイン変更後も、当分の間、変更前の高齢運転者標識を使うことができることとされている。

3 盲導犬のハーネスの形状の柔軟化（府令別図関係）

(1) 趣旨

盲導犬使用者にかかる負担の軽減及び利便性の向上を図るため、現行のハーネスの取手部に、盲導犬の使用者の身体機能や使用状況に応じて、長さの調節等ができる機能も含めた「把持する部分」を取り付けることができることとし、また、ハーネスに関する規定をより使用実態に即したものとするため、ハーネスの胴輪部のうち盲導犬の両前肢を通す部分について備え付けなくてもよいこととした。

(2) 内容

現行のハーネスの取手部に、「把持する部分」を取り付けることができることとし、また、ハーネスの胴輪部のうち盲導犬の両前肢を通す部分については備え付けなくてもよいこととした。

(3) 留意事項

本改正により、道路交通法第71条第2号で定められている運転者の遵守事項に関して、目が見えない者で政令で定める盲導犬を連れている者の範囲が変更され、運転者が運転中にその通行を妨げてはならない者の範囲が拡大することに留意すること。

第2 命令関係

1 小型二輪車及び原動機付自転車を表す略称の新設（命令別表第2関係）

(1) 趣旨

府令において「小型二輪車」の定義に定格出力の基準が追加されることにより、小型二輪車を表示する補助標識等の記載が複雑化することを避けるため、新たな略称を設けることとした。

(2) 内容

道路標識及び道路標示に用いることができる車両の種類の一として、小型二輪車及び原動機付自転車を意味する「小二輪」を新設した。

(3) 留意事項

ア 今回の改正は、新たに使用可能となる車両の種類の一として略称を追加するものであり、現在設置されている補助標識等の効力に何ら影響を与えるものではない。

イ 今後、補助標識等において小型二輪車及び原動機付自転車を表示する場合には、原則として、略称である「小二輪」を使用すること。

ウ 現行において「総排気量125cc以下」等と表示されている補助標識等のうち、原動機が内燃機関ではない小型二輪車及び原動機付自転車も当該交通規制の対象とする必要があると認められるものについては、補助標識等の更新等の機会を捉えて、都道府県公安委員会の意思決定を改めた上で、「小二輪」を使用した補助標識等に切り替えること。

## 2 規制標識「専用通行帯」の対象となる車両の表示方法の柔軟化（命令別表第2関係）

### (1) 趣旨

規制標識「専用通行帯（327の4）」に関し、記号による表示が困難な車両や複数の種類の車両が対象とされる場合等であっても簡潔かつ明確な表示を行うことを可能とするため、必要がある場合には、記号に代えて、文字により対象車両を表示できることとした。

### (2) 内容

規制標識「専用通行帯（327の4）」に関し、必要がある場合には、記号に代えて、文字により当該交通規制の対象となる車両の表示を行うことを可能とした。

### (3) 留意事項

ア 今回の改正は、交通規制の対象となる車両の表示方法を柔軟化するものであり、現在設置されている規制標識「専用通行帯（327の4）」の効力に何ら影響を与えるものではない。

イ 本標識に表示する文字は、原則として、対象車両の名称については4字以内、対象車両の種類については3（行）以内とすること。

ウ 対象車両の文字による表示は、必要がある場合に、例外的に行われるものであることから、例えば、バスのみを対象にしようとする場合においては、原則のとおり、バスの記号を表示した本標識を使用すること。

## 3 規制標識「普通自転車専用通行帯」の新設（命令第4条第2項、別表第1及び別表第2関係）

### (1) 趣旨

普通自転車専用通行帯のより円滑な設置に資するため、設置費用が比較的高額であるオーバー・ヘッド方式又はオーバー・ハング方式ではなく、設置費用が比較的低額である路側式によって設置することができる規制標識「普通自転車専用通行帯（327の4の2）」を新たに設けることとした。

### (2) 内容

左側の路端に設置されることにより、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定し、軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として当該車両通行帯以外の車両通行帯を指定する意味を表示できる道路標識として、規制標識「普通自転車専用通行帯（327の4の2）」を新設した。

(3) 留意事項

- ア 今回の改正は、新たに使用することが可能となる規制標識の様式を追加するものであり、現在設置されている普通自転車を対象とする規制標識「専用通行帯（327の4）」の効力に何ら影響を与えるものではない。
- イ 本標識に図示された車線数は例示であることから、片側3車線（普通自転車専用通行帯を含む。）以上である場合には、当該片側車線数に応じて本標識の横寸法を拡大するとともに、普通自転車専用通行帯の両側以外の車両通行帯境界線を破線により表示し、当該片側車線数と本標識に図示された車線数を一致させること。

第3 告示関係

第1及び第2の改正に伴い、所要の整備を行った。